

概要版

# 東大和市 子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度



平成27年3月



東大和市

## はじめに

東大和市では、これまで、平成17年に「東大和市次世代育成支援行動計画」を策定して少子化対策を進め、また、国においても、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定して、次世代育成支援をはじめ、総合的な少子化対策が進められてきました。

しかし、出生率の低下により少子化に歯止めはかからず、日本の総人口は減少が続き、本格的な人口減少社会に突入しました。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、家庭や地域における子育て環境の変化などにより、子育てに不安や孤立感を抱く家庭や、待機児童が発生していることなど、これまでの働き方や子育ての仕方、社会の支援の仕方なども見直しの必要性が言われています。

このような状況において、東大和市では「あふれる笑顔で 豊かな心と幸せを育むまち 東大和」を目指して「東大和市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育等に係る市民ニーズに応え、東大和市における子育て環境の整備を推進し、これまで以上に子育てしやすいまちづくりを進めていきます。



東大和市長 尾崎保夫

## 計画策定の背景と趣旨等

これまでの少子化対策では、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代育成支援をはじめ、総合的な少子化対策が進められてきました。しかし、出生率の低下により少子化は進行し、地域や周囲からの支援や協力を得ることが依然として困難な状況にあります。また、男女共同参画や女性の社会化の実現などにより、家庭や地域における子育て環境も従来とは変化し、仕事と子育てを両立できる環境整備が不十分なことや、多くの待機児童が発生していることなど、多くの問題が生じています。さらに、平成17年以降、日本の総人口は減少が続いており、人口減少社会を迎えた今、これまでの働き方や子育ての仕方、社会の支援の仕方などを見直していく必要があります。

このような状況に対し、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。そして、それらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートするにあたり、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援の充実を図るため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

## 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を1期とします。

あふれる笑顔で豊かな心と幸せを育むまち 東大和

## 基本目標①

### 仕事も家庭も大切にできる子育てしやすいまち

仕事も家庭も大切にでき、子どもたちの笑顔と幸せを守るため、待機児童を解消し、男女が共同して、誰もが安心して希望する教育・保育が受けられることを目指します。

## 基本目標②

### すべての子育て家庭が安心して子育てできるまち

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、親子の健康に関する支援をはじめ、子育ての相談や情報の共有などを目指します。

## 基本目標③

### 地域のネットワークで子どもたちが主体的に育つまち

地域が協働して子どもの権利と最善の利益を守り、子どもたちがさまざまな人たちと出会い、ふれあいと絆を深め、心豊かに自分らしく主体的に育つことを目指します。



## 基本理念

あふれる笑顔で 豊かな心と幸せを育むまち 東大和

## 基本目標

### (1) 基本目標①

#### 仕事も家庭も大切にできる子育てしやすいまち

- 男女の意識や価値観がこれまでとは変わり、核家族化や就労環境の変化、ライフスタイルの多様化など、子育てをめぐる環境は大きく変化しています。その中で、子育てや仕事、家庭、男女平等など、仕事と生活の様々な要素を調和させ、子育て環境やワークライフバランスを充実させることが大切です。
- 仕事も家庭も大切にできるように、また、子どもたちの幸せと笑顔を守るために、待機児童を解消し、誰もが安心して、かつ、希望する教育・保育を受けられるよう、環境整備に努めます。
- 働く価値や子育ての価値をそれぞれが尊重して子育ての楽しさを共有し、男女がともに個性と能力を十分に発揮できるように男女共同の子育てを推進します。

#### 【関連事業】

- 保育園の整備
  - 幼稚園の整備
  - 認定こども園の整備
  - 延長保育事業
  - 幼稚園による一時預かり事業
- ※ 1号認定～3号認定の確保策



### (2) 基本目標②

#### すべての子育て家庭が安心して子育てできるまち

- すべての子育て家庭が安心して子育てができるためには、子どもを安心して産み育て、親子が健やかに成長できるよう、出産前や出産後の支援、病児保育など、親子の健康に関する保健医療の充実が大切です。

- 少子化の進行や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を抱く家庭もある中、子育てへの不安感や負担感の解消を図ります。
- 保護者の就労状況に関わらず、虐待を受けた子どもや特別な支援が必要な子どもを養育している家庭などを含め、すべての子どもと子育て家庭に、相談しやすい環境や情報の提供・共有を推進します。

#### 【関連事業】

- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 病児病後児保育事業
- 子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)
- 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)
- 利用者支援事業(保育コンシェルジュ事業)



### (3) 基本目標③

#### 地域のネットワークで子どもたちが主体的に育つまち

- 次世代を担う子どもたちが社会の中で主体的に生きていくためには、家族や学校、地域、子育て家庭同士が連携し、子どもたちが自らの力で考え、行動する力が身に付けられ、「子育て」できる環境が大切です。
- 地域が協働して、子どもや子育て家庭を見守り、地域で育てていく支援が大切です。子どもと子育て家庭が、子育てと子育てを通して、地域や保育園・幼稚園などに関わり、さまざまな人たちと出会うことによって、ふれあいと絆を深めることができます。
- 地域が協働して子どもの権利と最善の利益を守り、子どもたちがさまざまな人たちと出会い、ふれあいと絆を深め、心豊かに自分らしく主体的に育つ社会を目指します。また、多世代・異年齢交流を推進し、地域ぐるみで子育てに協力していく社会の実現を目指します。

#### 【関連事業】

- 放課後児童クラブ(学童保育所運営事業)
- 一時預かり事業等(一時保育事業・緊急一時保育事業等)
- 子育て援助活動支援事業(さわやかサービス事業)
- 子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)(再掲)
- 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)(再掲)
- 利用者支援事業(保育コンシェルジュ事業)(再掲)
- 放課後子ども総合プランに基づく行動計画



## 教育・保育の量の見込みと確保の内容

### 新制度の認定区分と施設・事業

子ども・子育て支援新制度では、保護者は給付を受ける資格があることの申請を市区町村に行い、それに基づいて市区町村が認定を行います(ただし、幼稚園の場合は、幼稚園を通じての申請となります)。認定は、「年齢」と「保育の必要性の有無」により1号から3号の区分で行われ、区分によって利用できる施設や事業が定められます。

認定区分	年齢	保育の必要性の有無	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	無	認定こども園、幼稚園
2号認定		有	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満 (0～2歳)	有	認定こども園、保育所、地域型保育事業
(認定対象外)		(無)	(基本的に保護者による自宅等での育児となります)

※認定の基準は、国の基準を踏まえて東大和市の規則で定めます。

認定によって利用できる施設・事業は、「教育・保育施設(施設型給付)」と「地域型保育事業(地域型保育給付)」に分かれます。それぞれの施設と事業の内容は次のとおりです。

区分	施設・事業名	対象認定対象年齢	内容
教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園	1号認定 3～5歳児	満3歳から小学校就学前までの子を預かり、幼児教育を行います。延長して預かり保育を行うこともあります。
	認定こども園	1～3号認定 0～5歳児	保護者の仕事の状況にかかわらず、子どもを受入れ、教育・保育を一体的に行います(幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設です)。
	保育所	2・3号認定 0～5歳児	保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を預かります。
地域型 保育事業 (地域型保育給付)	小規模保育	3号認定 0～2歳児	少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
	事業所内保育		会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
	家庭的保育		家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。
	居宅訪問型保育		いわゆるベビーシッターで、障害・疾患やひとり親家庭で夜間勤務がある方などに、保護者の自宅ですべて1対1で保育を行います。

## 認定区分別の量の見込みと確保の内容

### ◎ 1号認定（3～5歳・幼児期の学校教育のみ）

単位：人

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		—	1,170	1,174	1,173	1,170	1,165
②確保の 内容	幼稚園	(新制度)	—	0	0	0	0
		(私学助成)	720	1,128	720	720	720
	認定こども園	408	148	556	556	556	556
	市外幼稚園	(418)					
差異(②-①)		—	106	102	103	106	111

### ◎ 2号認定（3～5歳・保育の必要性あり）

単位：人

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		—	1,179	1,183	1,182	1,178	1,172
②確保の 内容	教育・保育施設	1,202	1,177	1,249	1,249	1,249	1,249
	認可外・その他	0	0	0	0	0	0
差異(②-①)		—	▲2	66	67	71	77

### ◎ 3号認定（0歳・保育の必要性あり）

単位：人

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		—	175	174	173	172	171
②確保の 内容	教育・保育施設	162	164	164	164	164	164
	地域型保育事業	4	3	3	3	3	3
	認可外・その他	12	12	12	12	12	12
差異(②-①)		—	4	5	6	7	8

### ◎ 3号認定（1～2歳・保育の必要性あり）

単位：人

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		—	693	692	687	684	682
②確保の 内容	教育・保育施設	651	662	705	705	705	705
	地域型保育事業	4	29	10	10	10	10
	認可外・その他	26	26	26	26	26	26
差異(②-①)		—	20	49	54	57	59

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

### ◎延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所などで保育を行う事業です。

単位：人日／月

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	479	479	477	475	473
②確保の内容	—	479	479	477	475	473
差異(②-①)	—	0	0	0	0	0

### ◎放課後児童クラブ（学童保育所運営事業）

保護者が労働などにより昼間に家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学童保育所を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人日／月

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	低学年	—	690	702	695	696	697
	高学年	—	103	100	101	101	103
	合計	—	793	802	796	797	800
②確保の内容	低学年	600	600	630	630	680	700
	高学年	—	66	77	88	99	110
	合計	600	666	707	718	779	810
差異(②-①)		—	▲127	▲95	▲78	▲18	10

### ◎子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、養育協力員世帯の家庭などに一時的に宿泊させ、必要な保育を行う事業です。

単位：人日／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	168	168	167	167	166
②確保の内容	216	216	216	216	216	216
差異(②-①)	—	48	48	49	49	50



### ◎地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

単位：人日／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	4,442	4,427	4,396	4,373	4,353
②確保の内容	—	6,663	6,663	6,663	6,663	6,663
③箇所数	3	3	3	3	3	3
差異(②-①)	—	2,221	2,236	2,267	2,290	2,310

### ◎幼稚園による一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

単位：人日／月

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	122	122	122	122	121
②確保の内容	—	122	122	122	122	121
差異(②-①)	—	0	0	0	0	0

### ◎一時預かり事業等（一時保育事業・緊急一時保育事業等）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

単位：人日／年

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の 見込み	緊急一時 保育	—	104	104	104	103	103
	一時保育	—	10,027	10,022	9,979	9,938	9,894
	合計	—	10,131	10,126	10,083	10,041	9,997
②確保の 内容	緊急一時 保育	—	160	160	160	160	160
	一時保育	—	6,225	6,990	8,265	8,775	10,000
	合計	—	6,385	7,150	8,425	8,935	10,160
③一時保育箇所数		4	4	4	4	4	4
差異(②-①)		—	▲3,746	▲2,976	▲1,658	▲1,106	163

### ◎病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

単位：人日／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	2,117	2,116	2,108	2,100	2,090
②確保の内容	—	1,470	1,715	1,960	1,960	2,205
差異(②-①)	—	▲647	▲401	▲148	▲140	115

### ◎子育て援助活動支援事業（さわやかサービス事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日／週

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	低学年	—	25	25	25	25	25
	高学年	—	0	0	0	0	0
	合計	—	25	25	25	25	25
②確保の内容	低学年	—	25	25	25	25	25
	高学年	—	0	0	0	0	0
	合計	—	25	25	25	25	25
差異(②-①)		—	0	0	0	0	0

### ◎利用者支援事業（保育コンシェルジュ事業）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：箇所数／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
箇所数	—	1	1	1	1	1

## ◎妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：回／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	8,115	8,050	8,006	7,941	7,668
②確保の内容	—	8,115	8,050	8,006	7,941	7,668
差異(②-①)	—	0	0	0	0	0

## ◎乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：回／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	701	703	707	708	702
②確保の内容	—	701	703	707	708	702
差異(②-①)	—	0	0	0	0	0

## ◎養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：人日／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	82	81	82	80	80
②確保の内容	—	82	81	82	80	80
差異(②-①)	—	0	0	0	0	0

## ◎放課後子ども総合プランに基づく行動計画

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進め、子どもたちが主体的に育つよう、子どもたちの居場所づくりに取り組んでいきます。

## 計画の推進と進行管理

- 計画の推進にあたっては、庁内の関係各課、関係機関・団体と連携して子ども・子育て支援施策に取り組むとともに、市内の教育・保育事業者、学校、市民との連携・協働を推進し、多くの方の意見を取り入れながら、施策の充実を図っていきます。
- 計画の進捗状況の管理にあたっては、「東大和市子ども・子育て支援会議」においてその進捗状況を確認・評価していきます。なお、計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合は、必要に応じて、計画の一部見直しを行います。
- 本計画の実現に向けては、PDCAサイクルに基づいて、計画の実施状況について点検・評価を行い、必要に応じて、計画の改善や見直しなどの措置を講じていくこととします。



- 本計画を実効性のあるものとして推進するため、評価においては個別の関連事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)について評価を行います。また、必要に応じて、市民意識調査等の調査結果を評価指標に取り入れます。

成果指標 (アウトカム)		平成25年度	5年後の目標
これからも東大和市で子どもを生き育てたいと希望する人の割合	未就学児家庭	54.3%	60%
	就学児家庭	37.3%	50%

### 東大和市子ども・子育て支援事業計画(概要版)

発行：東大和市 発行日：平成27年3月

編集：東大和市子ども生活部保育課 〒207-8585 東大和市中央3丁目930番地

電話：042-563-2111(代表) FAX：042-563-5928

